

愛媛県立中央病院地域医療連携ネットワーク運用規程

(目的)

第1条 愛媛県立中央病院地域医療連携ネットワーク（以下「媛さくらネット」という。）は、愛媛県立中央病院（以下「当院」という。）の連携医療施設の医師が、患者の同意のもと、当院における診療情報を閲覧可能とするため導入したものであり、この規程は、媛さくらネットの安全かつ合理的な運用を確保し、医療情報の適正な管理を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 媛さくらネット運用管理者（以下「管理者」という。）を置き、当院地域医療連携室長を充てる。

(管理者の責務)

第3条 管理者は、媛さくらネットの運用、機密保持及び情報管理について責任を持つものとする。

2 管理者は、媛さくらネットの利用者を制限又は禁止することができる。

3 管理者は、前項の措置を行うに当たっては、当院地域医療連携室運営委員会に諮るものとする。
なお、緊急を要する場合等、委員会に諮ることができない場合には、事後において委員会に報告するものとする。

(利用施設及び利用者)

第4条 媛さくらネットを利用できる施設は、原則として、利用申込等の必要な手続きを行った愛媛県内の施設とし、利用者は当該施設に勤務し利用者届兼誓約書を提出した医師とする。

(利用手続)

第5条 媛さくらネットの利用を希望する施設は、利用申込書及び利用者届兼誓約書を当院地域医療連携室へ郵送で提出するものとする。また、施設ごとにシステム事業者と利用契約を締結するものとする。

2 当院地域医療連携室は、提出された書類を確認し利用施設登録及び利用者登録を行う。

(利用施設の責務)

第6条 利用施設の長は、その管理責任を負うものとする。

2 利用施設の長は、媛さくらネットに接続する端末のセキュリティを維持するため、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

3 利用施設の長は、当該施設の利用者に個人用のIDとパスワードを付与しなければならない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、本規程のほか、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）及びその他の法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、媛さくらネットを適正に利用しなければならない。

3 利用者は、媛さくらネットを通じて閲覧した医療情報について、診療及び患者への説明目的以外に使用してはならない。また、その情報を複製、公開又は提供してはならない。

4 利用者は、ID及びパスワードを適切に管理するとともに、パスワードを定期的に変更しな

ればならない。

- 5 利用者は、情報セキュリティに十分注意するとともに、ID及びパスワードを他の者に利用させてはならない。

(利用者登録の取消し)

第8条 管理者は、利用施設又は利用者が次のいずれかに該当した場合は、利用者登録を取り消すことができる。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令等に違反したとき。
- (3) 媛さくらネット上の情報の取扱いが不適切であり、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

(利用者登録の抹消)

第9条 利用者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに利用中止届又は利用者登録抹消届を当院地域医療連携室へ提出しなければならない。

- (1) 媛さくらネットの利用を取りやめるとき。
 - (2) 利用施設を退職したとき。
 - (3) 医師の資格を喪失したとき。
- 2 参加施設の代表者が前項第1号に該当し利用中止届を提出した場合、当該施設の他の利用者については利用者登録抹消届が提出されたものとみなす。

(患者の同意)

第10条 管理者が管理対象とする医療情報は、媛さくらネットを介して送受信される全ての個人情報とする。

- 2 媛さくらネットにおいて患者の診療情報を閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で、文書により同意を得なければならない。
- 3 同意を得た患者から、文書により閲覧停止の申し出があった場合は、診療情報の開示を停止する。

(開示情報の内容及び期間)

第11条 開示する診療情報の内容及びその期間については次のとおりとする。また、媛さくらネットで閲覧できる診療情報はあくまでも参考にとどめるものとし、診断は利用者の判断に委ねるものとする。

- 2 開示情報の内容は、患者の基本情報、処方、注射、検体検査、病名、放射線画像、エコー画像、循環器動画、生理検査画像、放射線画像診断レポートとする。
- 3 開示する期間は、原則として閲覧登録日以降13カ月間とする。ただし、特段の申し出がない限り、最終閲覧日から13カ月間、自動的に延長されるものとする。

(開示情報の削除)

第12条 管理者は、開示内容が次のいずれかに該当する場合、その全部または一部内容を削除することができる。

- (1) 開示内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 法令等に違反したとき。

(稼働時間)

第13条 媛さくらネットは、常時稼働する。なお、定期的な保守・点検の場合は、参加施設に対し事前に通知をしたうえで運用を停止する。また、不定期に必要なとなった保守点検・修理等の際には予告なく運用を停止する場合がある。

(機能の変更及び更新)

第14条 媛さくらネットの良好な運用を維持するため、必要な場合は、媛さくらネットに関する機能の変更及び更新を行う。

2 前項の規定により機能の変更及び更新を行う場合は、参加施設に対し事前にその旨を通知する。ただし、緊急その他管理者が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(責任分界点)

第15条 利用者の、故意又は過失によって、個人情報の権利及び利益が侵害されたことが明白な場合には、利用者はそれによって生じた損害を賠償する責任を負うものとする。

(その他必要事項)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、当院地域医療連携室運営委員会に諮り、決定するものとする。ただし、緊急その他管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2021年11月1日より施行する。

2 この規程は、2022年4月1日より施行する。